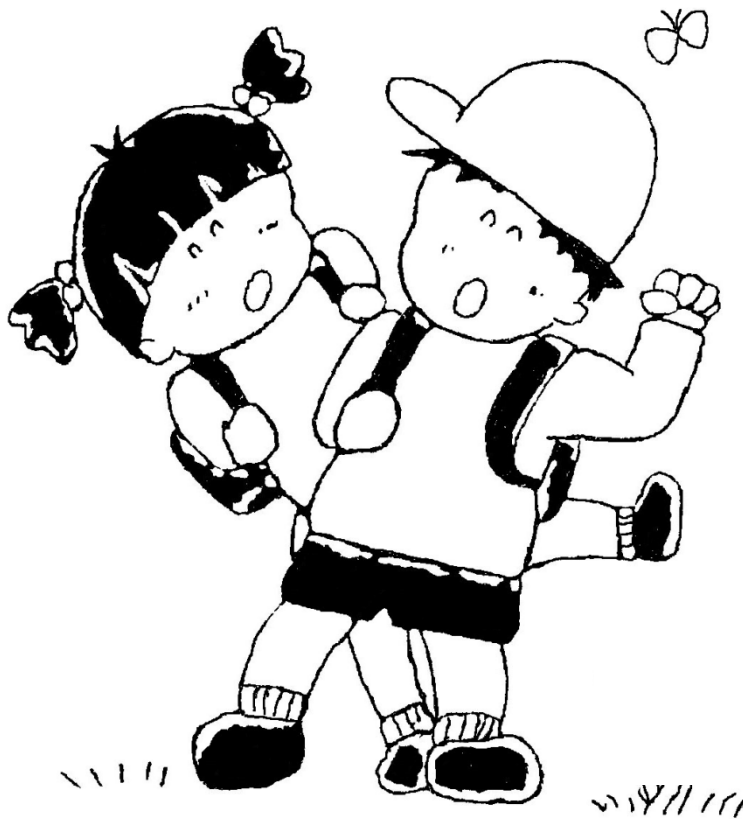


すべての子どもたちに  
いきいきとした放課後を！

**春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会**  
**2015年度総会 議案書**



**日時 2015年5月17日 10時～**  
**場所 幸松第二公民館 大会議室**

## 目次

### 総会次第

第1号議案	2014年度	活動報告
	2014年度	決算報告
第2号議案	規約改正	
第3号議案	2015年度	活動計画
	2015年度	予算案

添付資料1) 2014年度、1年間の経緯

添付資料2) 放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書

添付資料3) 「放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書」への回答（保育課）

添付資料4) 放課後児童クラブ増設に関する要望書

添付資料5) 「放課後児童クラブ増設に関する要望書」への回答（保育課）



### 総会次第

1. 開会の言葉
2. 代表あいさつ
3. 議長及び書記の選出
4. 議事

第1号議案	2014年度	活動報告
	2014年度	決算報告
第2号議案	規約改正	
第3号議案	2015年度	活動計画
	2015年度	予算案
5. 議長・書記の解任
6. 役員選出
7. その他討議次項
8. 閉会の言葉

## 2014年度 活動報告

### 1) はじめに

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会（以下、連絡会）の発足から7年が経過しました。定期的な会議を実施しながら、クラブ間の情報交換の機会を作り、各父母会における問題の解決や、全体として行政に要望を届けるなどの活動を行ってきました。

この間、施設の改善や指導員の待遇改善、保育時間の延長など、保育にかかわる環境は少しずつではありますが改善されてきました。しかし、県の運営基準に明記されている設備が整っていなかったり、指導員の不足の問題や経験年数の少ない指導員が多数を占めるなど、まだまだ課題が多くあるのが実情です。

以下、昨年度に掲げた活動重点項目に沿って、具体的な成果を検証します。

### 2) 2014年度、重点項目と成果

#### ①より良い保育の実現のために

新システムへの移行の年であり、平成27年度からの保育内容が後退しないよう、実例を挙げて要望してきました。新制度の導入に向けて条例が改正され、対象学年が全学年に拡大し、更に「放課後児童クラブの設置運営の基準を定める条例」も施行されました。八木崎クラブでは新たにプレハブが増設され、高学年の入室が実現しました。見かけ上、あたかも保育環境が改善する方向に進むかのように見えてきましたが、一方では4つのクラブで高学年が入室できない状況となっています。希望者全員が入室を認められ、保育内容を充実させる事はもちろん、行政がもっと父母の希望に目を向ける様にするためのアピール活動を行って行く必要があります。

#### ②連絡会の活動について、共通理解の浸透を図る

新たに加わった父母への配慮を含め、全クラブへの継続的な説明、ニュースの発行、学童まつりへの参加などを通して、会の趣旨を説明し、理解していただくための活動を行いました。しかしながら、各父母会への直接の説明機会を持つことはできませんでした。

#### ③会員相互の交流を図り、情報を共有する

会議やニュースなどを通じた情報提供を継続的に行ってきました。会議に参加していただいた方々の発言からは、情報交換、意見交換の場としての意義を感じていただけたという一定の評価はできていると考えています。

但し、会議への参加は父母会役員の方が中心であり、その他多くの父母の皆様にとってどれだけ会の意義が浸透し、参加する事のメリットを感じて頂けているかについては疑問が残ります。父母の皆様の負担が無く、参加する事に意味や楽しさを感じて頂けるようなイベントの実行を思考してきましたが、未だ実現できていません。

### 3) 2014年度の活動実績

日程	全体会議等	事務局会議等	主な内容
2014年5月18日	総会		活動計画、予算、役員人事
2014年6月11日		第1回 事務局会議	第1回代表者会議準備
2014年6月15日(日)	第1回 代表者会議		放課後児童クラブ実情把握、情報交換 運営連絡会議対応検討
2014年9月20日		第2回 事務局会議	第2回代表者会議準備 学童まつり準備
2014年10月15日		第3回 事務局会議	第2回代表者会議準備 学童まつり準備
2014年10月19日(日)	第2回 代表者会議		対市要望書検討
2014年10月26日(日)			学童まつり参加
2014年11月14日			対市要望書提出(保育課へメールにて)
2014年11月29日		第4回 事務局会議	運営連絡会議対応検討 八木崎クラブ増設に関する対応検討
2014年12月1日			増設に関する要望書提出 (保育課に持参)
2014年12月5日			対市要望書回答 (保育課よりメールにて)
2014年12月15日			増設に関する要望書回答 (保育課よりメールにて)
2014年12月20日		第5回 事務局会議	第2回運営連絡会への対応
2015年2月17日		第6回 事務局会議	第3回代表者会議準備
2015年2月21日(土)	第3回 代表者会議		新年度に向けて
2015年3月10日		第7回 事務局会議	来年度の活動について 総会準備
2015年4月16日		第8回 事務局会議	来年度の活動について 総会準備
2015年4月28日		第9回 事務局会議	総会準備
2015年5月17日(日)	総会		活動報告、会計報告、規約改正

# 2014年度決算報告

(会計年度2014.4.1～2015.3.31)

## [収入の部]

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	120,000	135,200	15,200	200円×676世帯
諸収入	0	7,302	7,302	利息2、返金7296
繰越金	81,387	81,387	0	2012年度繰越金
合計	201,387	223,889	22,502	

## [支出の部]

項目	予算額	決算額	比較増減	備考	
会議費	総会費	10,000	10,000	0	講師代
	会場費	15,000	6,150	-8,850	会場使用料
	保育費	10,000	12,000	2,000	保育謝礼
	その他	10,000	3,858	-6,142	茶菓、駐車場代
宣伝費	ホームページ利用料	5,670	5,832	162	
活動費	交通費・参加費	50,000	22,000	-28,000	講演参加費、保育誌代
事務費	事務・通信・印刷費	40,000	41,526	1,526	印刷費、通信費、文具
予備費	その他	60,717	0	-60,717	
会費返金		0	0	0	
合計	201,387	101,366	-100,021		

収入合計 223,889 円 - 支出合計 101,366 円 = 122,523 円

※ 残金 122,523 円は次年度に繰り越します。

## [特別会計]

収入) 2011年度繰越金	1,189,077	支出)	
利息	190		0
	1,189,267		0

収入合計 1,189,267 円 - 支出合計 0 円 = 1,189,267 円

※ 残金 1,189,267 円は次年度に繰り越します。

以上のとおり会計報告をします。

会計委員 山岸あさ美

【会計監査報告】 上記のとおり相違ないことを報告します。  
平成27年 4月 30日

会計監査 宮川放課後児童クラブ

## 春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 規約改正(案)

### 第1章 総則

#### 第1条 名称

この会は、春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会という。(以下「本会」という。)

#### 第2条 目的

本会は、放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくことを目的とする。

#### 第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子どもたちの豊かな放課後生活を実現するため、安定的かつ継続的な保育環境を実現する。
2. 保育内容の充実及び向上を図るため、会員相互の交流を図る。
3. 他地域の学童保育情報を会員で共有する。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

#### 第4条 構成

本会は、以下で構成される。

1. 会員 目的に賛同する春日部市内の放課後児童クラブ父母会。  
→(改正案) 会員 春日部市内の放課後児童クラブ父母会
2. 個人会員 目的に賛同する個人で、子どもが春日部市の放課後児童クラブに入室している者。  
→(改正案) 本項を削除
3. 賛助会員 上記以外で、目的に賛同する個人。

### 第2章 機関

#### 第5条 機関

本会に、次の機関を置く。

1. 総会
2. 代表者会議
3. 事務局

#### 第6条 総会

総会は、本会の最高決議機関であり、会員、個人会員および賛助会員で構成し、原則として年1回開催する。ただし、代表者会議が必要と認めるときは、すみやかに臨時総会を開催しなければならない。尚、賛助会員は総会への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

→(改正案)

**総会は、本会の最高決議機関であり、会員および賛助会員で構成し、原則として年1回開催する。ただし、代表者会議が必要と認めるときは、すみやかに臨時総会を開催しなければならない。尚、賛助会員は総会への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。**

#### 第7条 代表者会議

代表者会議は、会員、個人会員および賛助会員で構成する。代表者会議は、総会に次ぐ決議機関であるとともに、本会の執行機関であり、必要に応じて年間数回開催する。尚、賛助会員は代表者会議への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

→(改正案)

代表者会議は、会員および賛助会員で構成する。代表者会議は、総会に次ぐ決議機関であるとともに、本会の執行機関であり、必要に応じて年間数回開催する。尚、賛助会員は代表者会議への参加および発言をすることができるが、議決権を持たない。

### **第8条 定足数と決議**

総会および代表者会議は、会員の過半数の出席で成立し、決議は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

→(改正案)

### **第8条 決議**

総会および代表者会議の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

### **第9条 事務局**

事務局は、会員メンバーおよび賛助会員により構成し、本会の目的を達成するために、企画、立案、情報収集、連絡、会計等の事務処理を行う。

## **第3章 役員**

### **第10条 役員**

本会に、次の役員を置く。

1. 代表 1人
2. 副代表 1人

→(改正案)本項を削除

3. 事務局長 1人

### **第11条 役員の任務**

1. 代表は、本会を代表し、会の円滑な運営を進める。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代行する。

→(改正案)本項を削除

3. 事務局長は、事務局を統括し、会の活動を推進するための実務を行う。

### **第12条 役員の選出方法**

本会の役員は、代表者会議で推薦し、総会の承認を受ける。

### **第13条 役員の任期**

役員の任期は、総会から翌年の総会までの1年とし、再任を妨げない。

### **第14条 役員の補充**

役員に欠員が生じたときには代表者会議の承認を得て補充できる。但しその任期は前任者の在任期間とする。

## **第5章 会計**

### **第15条 会費**

本会の会費は、会員・個人会員・賛助会員共に1世帯あたり年額200円とする。

尚、会員の会費は、4月1日時点の在籍世帯数を以って算出する。

→(改正案)本条を削除

#### **第16条 運営経費**

本会の運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

→(改正案)本会の運営経費は、協賛金その他の収入をもって充てる。

#### **第17条 会計年度**

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

#### **第18条 会計監査**

会計監査は、事務局員以外から選出し総会の承認を受ける。会計監査は、本会の経理状況を監査し、代表者会議・総会に報告する。

### **第6章 付則**

#### **第19条 規約の改正**

この規約は、総会の決議により改正することができる。

#### **第20条 細則**

この規約の実施に必要な細則は、別に定める。

#### **第21条 発効**

この規約は、2008年2月24日から発効する。

#### 改正履歴

2011年5月15日 一部改正

2015年5月15日 一部改正



## 2015年度活動計画（案）

### 1) 活動目的と重点項目

今年度も、「放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくこと」を目的として活動を行います。特に今年度は新システムへの移行にあたり、市が新たに策定するはずの指針に私たちの要望を少しでも多く反映させるために、父母の意見を届けて行く事を目指します。

また、各クラブの父母会活動を行う上で少しでも有益な情報を発信する事を目指し、新たな取り組みも行っていききたいと思います。

#### ①より良い保育の実現のために（市への訴え）

- ・現在条例に沿った高学年の受け入れができていないクラブについては、一刻も早く受け入れ態勢を整える様訴えていきます。
- ・県の運営基準に従っていない設備の改善を要求します。
- ・指導員の待遇改善と、研修機会の拡大を訴えます。

#### ②連絡会の活動について、共通理解の浸透を図る

- ・連絡会ニュースを発行し、会の意義と活動の実態、内外の関連情報などを随時発信します。
- ・代表者会議や学度まつりなどの機会を活用し、父母への働きかけを行います。

#### ③会員相互の交流を図り、情報を共有する

- ・代表者会議を年3回実施し、クラブ間の情報交換と交流の場を提供します。
- ・市内各クラブの設備情報を集め、問題点を共有します。
- ・必要に応じて、調査活動や要望書の作成、署名への協力要請などを行います。
- ・父母会で利用できる様なイベントやレクリエーションなどの情報をリスト化し、配布します。
- ・ホームページをアップグレードし、より活用しやすいものにします。

## 2) 2015年度 会議日程

日程	全体会議等	事務局会議等	主な内容
2015年5月15日(日)	総会		活動計画、予算、規約改正、役員人事
2014年5月		第1回 事務局会議	第1回代表者会議準備
2015年6月21日(日)	第1回 代表者会議		情報交換 運営連絡会議対応検討
2015年9月		第2回 事務局会議	第2回代表者会議準備
2015年10月18日(日)	第2回 代表者会議		対市要望書検討
2015年10月			対市要望書提出
2015年11月1日(日)			春日部学童まつり
2015年11月		第3回 事務局会議	要望回答検証 運営連絡会議対応検討
2016年1月		第4回 事務局会議	第3回代表者会議準備
2016年2月20日(土)	第3回 代表者会議		新年度に向けて
2016年3月		第5回 事務局会議	総会準備
2016年4月		第6回 事務局会議	総会準備
2016年5月22日(日)	総会		活動報告、会計報告

※会議日程は、各クラブでの年間計画を立て易くするために、現時点で予想される日程を記入していますが、実際の状況・都合によって変更になる場合があります。

※事務局会議は、必要に応じて適宜開催します。表に記された日程はおおよその目安です。

## 2015年度予算(案)

(会計年度2015.4.1～2016.3.31)

### [収入の部]

項 目	前年実績	予算額	比較増減	備 考
会 費	135,200	0	-135,200	
諸 収 入	7,302	0	-7,302	
繰 越 金	81,387	122,523	-41,136	2014年度繰越金
合 計	223,889	122,523	-101,366	

### [支出の部]

項 目	前年実績	予算額	比較増減	備 考	
会 議 費	総会費	10,000	0	-10,000	
	会場費	6,150	10,000	3,850	会場使用料
	保育費	12,000	12,000	0	保育謝礼
	その他	3,858	5,000	1,142	茶菓、他
宣 伝 費	ホームページ利用料	5,832	5,832	0	
活 動 費	交通費・参加費	22,000	40,000	18,000	保育誌、会費、研修会等
事 務 費	事務・通信・印刷費	41,526	40,000	-1,526	
予 備 費	その他	0	9,691	9,691	
合 計	101,366	122,523	21,157		

添付資料 1) 2014年度 1年間の経緯概略

- 5月18日 総会  
＜学習会＞「子ども子育て支援新システムについて学ぼう」  
埼玉県学童保育連絡協議会 事務局次長 森川鉄雄氏  
＜総会議事＞  
活動報告、会計報告、活動計画、予算。
- 6月2日 父母会活動に関するアンケート配布。
- 6月15日 第1回代表者会議  
＜事務局より＞  
春日部市の学童保育の歩み、在籍児童数推移、運営のしくみなど。  
＜その他情報交換と議論＞  
・正善クラブが新たに加盟（7月定例会で正式決定）。  
・土曜日やお盆の合同保育廃止を問題視する声。  
・粕壁、正善、宮川で指導員欠員の問題 等々
- 6月28日 第1回 放課後児童クラブ運営連絡会議（社協主宰）  
合同保育実施の要望が多数出たが、一貫して「実施しない」との回答。
- 10月19日 第2回代表者会議  
＜事務局より＞  
・条例改正と新条例の内容について説明  
・対市要望書案を説明  
＜主な意見と議論＞  
・対市要望書の内容を検討。  
・父母会費の状況。  
・役員決めについて  
・受け入れ時間（8：00～）前の登室について。 等々
- 11月14日 「放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書」提出  
（保育課へ、メールにて） →添付資料 2)
- 12月1日 八木崎クラブ増設に絡み、「放課後児童クラブ増設に関する要望書」提出  
（保育課へ持参） →添付資料 3)
- 12月5日 「設置および運営に関する要望書」への回答  
（保育課より、メールにて） →添付資料 4)  
・概ね、「予算の範囲内で」。少しでも改善しようという姿勢無し。  
・経費の内容や研修の実績などの公表要望に「入室のしおりに記載」との回答。  
→実際には具体的な内容はほとんど書かれていない。
- 12月15日 「増設に関する要望書」への回答  
（保育課より、メールにて） →添付資料 5)
- 12月22日 八木崎クラブ父母会と保育課、社協懇談・・・増設クラブ内容改善要望  
・トイレを男女別に ・第2～第3クラブ間行き来を改善、など
- 1月9日 事務局が立野クラブ父母会訪問

- 1月17日 第2回 放課後児童クラブ運営連絡会議（社協主宰）
- 2月21日 第3回代表者会議  
＜事務局より＞  
・来年度の活動について説明。  
・来年度から会費ゼロ円にする計画。  
＜情報交換と議論＞  
・八木崎クラブ増設の経緯  
…トイレが1つ、指導員配置1人など問題。  
・集まって話し合う機会は有意義。  
…一方で、全部の父母に理解を求めるのは困難。  
・子どもが楽しみにしているので行事をやりたいが、父母の協力が無い。  
等々
- 3月6日 保育課に電話、田中主幹に入室状況を聞く  
→立野、川辺、武里西、武里南の4クラブで高学年却下の可能性。3月下旬に確定。  
その後、4クラブに却下の通知。
- 3月18日 武里南クラブ会長よりメール&電話。  
要望書の書き方などについて相談。  
「せめて夏休みまでに何とか入室できないか、訴える」
- 5月17日 総会

春日部市長  
石川 良三様

## 放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書

2014年11月  
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会  
代表 廣 井 広 美(武里放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、活動しております。

今年度は、国の「子ども・子育て支援新システム」のスタートに向け、春日部市の放課後児童クラブ運営も新たな段階に進もうとしています。9月議会において制定された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下、「新条例」と略表記します)の内容は、国が定めた新たな基準に基づく部分が大半を占めています。個々の内容を見ると、実際には今までの春日部における保育状況の方が今回の基準よりも進んでいる、もしくは手厚い内容になっている部分が見受けられます。私たちは、新たな条例を理由に今までの保育内容が後退する事を決して受け入れる事はできません。良い部分は良いままで継承しながら、不足している部分を少しでも早く改善していただく様、具体的な例を示して要望書にまとめました。

「日本一子育てしやすい町」を掲げる春日部市において、子ども達の放課後の生活環境を少しでも改善して行ける様、これら要望の実現のため、予算措置を含めた格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

### 春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 加盟クラブ父母会

粕壁放課後児童クラブ 父母会  
武里放課後児童クラブ 父母会  
幸松放課後児童クラブ 父母会  
豊野放課後児童クラブ 父母会  
八木崎放課後児童クラブ 父母会  
緑放課後児童クラブ 父母会

上沖放課後児童クラブ 父母会  
立野放課後児童クラブ 父母会  
宮川放課後児童クラブ 父母会  
武里南放課後児童クラブ 父母会  
武里西放課後児童クラブ 父母会  
正善放課後児童クラブ 父母会

### <要望>

#### 1. 運営に関する要望

##### 1) 新条例に基づき、全学年の希望者が入室できる様、一日も早く設備と体制を整えてください。

八木崎、立野、川辺など、定員オーバーを理由に高学年の一部が入室不可の状態となっているクラブについて、早急に設備と人員の拡張をお願いします。

##### 2) 指導員の配置は、従来通りの原則を継承し、新条例を理由に配置基準の変更を行わないでください。

春日部市の従来での指導員配置は、「1クラブ複数の正規指導員、児童25名増加毎に正規指導員1名を加配」が原則です。新条例では「2名の支援員の内1名は補助員でも良い」とされていますが、もしこの様な変更が行われれば、明らかに保育の質の低下に当たります。また、児童20名未満のクラブについては、同一敷地内の2つのクラブでの補助員の兼務が認められる記述がありますが、これについても同様です。第5条の2に記述されている通り、基準を超えて運営されている事業者については、基準を理由に運営を低下させることは許されません。

### 3) 各児童クラブ毎のニーズを把握し、保育時間延長を検討してください。

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差はあるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

### 4) 兄弟入所や高学年の入所に対して、保育料減額を検討してください。

放課後児童クラブの保育料は地域によりまちまちですが、公設公営学童保育では比較的低額に、民営学童保育では高額になっているのが現状です。春日部市においては、公設民営とはいえ、実際には父母会運営となっている NPO 法人委託とは異なり、実質的には公設公営と同様な形態と考えられます。しかしながら、春日部の保育料は草加市（7000 円）、越谷市（7000 円）などと比較しても高額です。

また、民営学童保育では保育料が高額になる傾向がありますが、その場合でも高学年の保育料軽減や、2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られているケースが多くあります。公設でも、久喜市では高学年の保育料減額があります。

こうして見ると、総合的に見て「春日部が一番保育料が高い」と言わざるをえません。

春日部市においても、基本保育料の減額、高学年の保育料軽減、2人目以降の保育料軽減を総合的に検討し、利用者の負担軽減を図ってください。

### 5) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

土曜日の登室希望者の減少により、ここ数年は土曜日の合同保育が近隣のクラブ同士で行われていましたが、昨年度一律に廃止となり、極端に児童の少ない状態での単独保育の問題や、指導員の負担増が切実な問題となっています。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、合同保育を行ってほしいという意見も多数見受けられます。クラブ毎の環境も異なる中で、一律に廃止するのではなく、父母の意見を調査・検討した上で柔軟な対応を行ってください。

### 6) 新条例の附則に記されている設備及び児童数の経過措置について、「当分の間現状維持」ではなく、「すみやかに移行」する様、努力してください。

新条例の附則に盛り込まれた経過措置で、1クラブ辺りの児童数（概ね40名）と、専用区画の面積（1人当たり1.65m<sup>2</sup>以上）について、経過措置として期限を定めない猶予期間が明記されています。今回の子ども・子育て支援新システムへの移行で多くの自治体が新条例を策定していますが、この様な無期限の猶予期間を明記しているのは春日部だけです。条文では改善する内容を謳いながら実際には実現しないのでは意味がありません。一刻も早く改善を実現できる様、予算の確保を含めた対応をお願いします。

## 2. 指導員および保育内容について

### 1) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。また、管理業務にあたる職員の外部研修参加を義務付けてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、社協がといただくと共に、外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

また、指導員の業務を理解し、労務管理を適切に行なうために、指定先（社会福祉協議会）の管理職員についても外部研修に参加させてください。

### 2) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長して

ください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、ある意味で教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

過去においては、春日部の指導員が退職して他地域の指導員や教員、保育士などに転職した事例が多くあります。能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

#### <参考データ1>資格別平均年収

(年収ラボ H25 年版データ)

(\*総務省 H19 年 地方公務員給与実態調査)

職業	年収	平均年齢
小中学校教員*	742.4 万円	43.8 歳
看護師	472 万円	38.0 歳
准看護師	399 万円	46.7 歳
保育士	310 万円	34.7 歳

#### <参考データ2>春日部市および草加市の放課後児童クラブ指導員年収比較

勤続年数 (経験年数)	年収 (超勤手当を除く)		
	春日部市(H25)	越谷市(H26)	草加市(H24)
1 年目 (0 年)	2,124,276 円	2,134,860 円	2,320,000 円
2 年目 (1 年)	2,157,792 円	2,260,440 円	2,363,500 円
.....	.....	.....	.....
1 2 年目 (1 1 年)	2,480,184 円 ※12 年目以降昇給無し	2,595,320 円 ※14 年目以降昇給無し	2,842,000 円 ※12 年目以降も昇給

### 3) 指導員の父母会への協力をお願いします。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力を推進すると共に、父母会の無い児童クラブについては、父母会活動をスタートする手助けを行う様、指導員への指示とサポートを行ってください。

4) 新条例で制定された、放課後児童支援員に課する研修 (都道府県知事が行う研修) については、市の責任で公務として職員を派遣してください。

## 3. 施設改善、その他について

### 1) 県の運営基準に沿って、生活に必要な設備の全クラブへの設置を行ってください。

埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備 (冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等) については、市の責任において必要量を確保してください。

### 2) 各学校に対し、放課後児童クラブ担当教職員の設置を要請してください。

学校から児童クラブへの連絡は教頭もしくは教務主任を窓口に行っているケースが多いと考えられます。しかし、現実には学級閉鎖や行事の実施・中止、集団下校などの連絡が、児童クラブに届かないケースが多く見られます。本項目については長年にわたり要望し続けており、「連携に努めます」との回答を何



度もいただいておりますが、緊急性の高い事態への不安もあり、一層の迅速な連絡体制と日頃の緊密な関係が益々重要ではないかと考えます。

そこで、例として下記の様な具体的な改善策を全小学校で実施していただく様、教育委員会への要請をお願いいたします。

対策1. 放課後児童クラブ向けのお便りボックスを設置し、郵便物の他、保護者向けお知らせや学年向け通知などを児童クラブにも配布してください。

対策2. 学校からの保護者向けのメール配信を、児童クラブ向け（指導員宛て、あるいは社協宛てなど）配信していただける様、教育委員会に依頼してください。

### 3) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回（6月と11月）に実施されておりますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、文書での説明をお願いします。
- ②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と全クラブへの配置状況を保護者に説明してください。
- ③指導員も（制限なく）自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる事ができる会議にしてください。
- ④父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

### 4) 施設改善要望（個別）

正善クラブ：

エアコンの効きが悪すぎる。熱中症の危険もあるので来夏までに更新してください。

宮川クラブ：

第2室にもエアコンを設置してください。

部屋の電気が暗い。入口付近も暗いので照明を改善してください。

八木崎クラブ：

クラブ2の壁紙を貼り換えてください。

クラブ2のトイレ扉に穴があいているので修理してください。

以上

### 添付資料 3) 対市要望書 回答

#### 2014年度 放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書の回答

##### 1. 運営に関する要望

1) 新条例に基づき、全学年の希望者が入室できる様、一日も早く設備と体制を整えてください。八木崎、立野、川辺など、定員オーバーを理由に高学年の一部が入室不可の状態となっているクラブについて、早急に設備と人員の拡張をお願いします。

##### 【回答】

児童福祉法の改正より入室資格が小学校6年生まで拡充されることに伴い、現在、策定している春日部市子ども・子育て支援事業計画策定の中で、保育の量を算出し、その量を確保するものになります。

八木崎・立野放課後児童クラブについては、施設整備を行い、八木崎放課後児童クラブを平成27年4月に、立野放課後児童クラブを平成28年4月に、それぞれ定員を増やし、増設施設の供用開始を予定しています。

また、この他の施設については、平成27年度以降の入室申請児童数の状況により、施設整備を検討していきたいと考えております。

2) 指導員の配置は、従来通りの原則を継承し、新条例を理由に配置基準の変更を行わないでください。

春日部市の従来の指導員配置は、「1クラブ複数の正規指導員、児童25名増加毎に正規指導員1名を加配」が原則です。新条例では「2名の支援員の内1名は補助員でも良い」とされていますが、もしこの様な変更が行われれば、明らかに保育の質の低下に当たります。また、児童20名未満のクラブについては、同一敷地内の2つのクラブでの補助員の兼務が認められる記述がありますが、これについても同様です。第5条の2に記述されている通り、基準を超えて運営されている事業者については、基準を理由に運営を低下させることは許されません。

##### 【回答】

この度、平成26年9月議会において「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を国の基準に従い、放課後児童健全育成事業の設備運営基準を示す条例を制定したところです。

現在、指導員の配置は「児童25人につき1人の指導員の配置」となっており、この配置を基準として指導員の配置を行っています。

今後の指導員の配置は、上記条例の第11条第2項の規定に従い、条例の基準を満たした配置を予定しており、指定管理者との協議により調整を図っていきます。

3) 各児童クラブ毎のニーズを把握し、保育時間延長を検討してください。

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差はあるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

##### 【回答】

平成18年9月より「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」に基づき、午前8時30分から午後6時までとしていた開室時間を午前8時から午後6時30分までと1時間延長した経緯があります。

平成25 年度に無作為に配布しました「春日部市子ども・子育て支援事業計画 ニーズ調査報告書」の結果といたしまして、保育時間延長を望む方は、閉室時間では18%、土曜日や長期休業日の30 分前の開室時間では18%というニーズ結果であり、保育時間の延長を望む方は、ごく一部の方に限られており、ニーズもそれほど高まっていないものと理解しております。

また、保育時間の延長にあたりましては、指導員の負担や勤務時間の問題、さらに財政的な負担などの問題がございますので、更なる開室時間の延長は、現時点では困難なものと考えております。

4) 兄弟入所や高学年の入所に対して、保育料減額を検討してください。

放課後児童クラブの保育料は地域によりまちまちですが、公設公営学童保育では比較的低額に、民営学童保育では高額になっているのが現状です。春日部市においては、公設民営とはいえ、実際には父母会運営となっているNPO 法人委託とは異なり、実質的には公設公営と同様な形態と考えられます。しかしながら、春日部の保育料は草加市（7000 円）、越谷市（7000 円）などと比較しても高額です。

また、民営学童保育では保育料が高額になる傾向がありますが、その場合でも高学年の保育料軽減や、2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られているケースが多くあります。公設でも、久喜市では高学年の保育料減額があります。

こうして見ると、総合的に見て「春日部が一番保育料が高い」と言わざるをえません。

春日部市においても、基本保育料の減額、高学年の保育料軽減、2人目以降の保育料軽減を総合的に検討し、利用者の負担軽減を図ってください。

【回答】

保育料につきましては、県内市の平均は8,300 円程度であり、当市の保育料は県内市の平均額程度となっております。

また、保育料については、市町村民税の額に応じて保育料の判定を行い、減免制度を認めておりますので、保育料は適正な額とあると考えていることから、現時点では保育料の変更はしないものと考えております。

5) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

土曜日の登室希望者の減少により、ここ数年は土曜日の合同保育が近隣のクラブ同士で行われていましたが、昨年度一律に廃止となり、極端に児童の少ない状態での単独保育の問題や、指導員の負担増が切実な問題となっています。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、合同保育を行ってほしいという意見も多数見受けられます。クラブ毎の環境も異なる中で、一律に廃止するのではなく、父母の意見を調査・検討した上で柔軟な対応を行ってください。

【回答】

合同保育につきましては、指定管理者との協議により、平成26 年1 月からは特別な事情が生じた場合を除き、原則として自クラブでの保育を基本としてまいりました。その後の協議においても、学区外のクラブへの送迎時や入室許可クラブ以外での事故等、管理責任の問題から、合同保育の実施は困難との判断に至りました。しかしながら、他クラブとの交流を希望する声も多くあるため、お盆期間については保護者の同意のもと、クラブ間交流事業を実施している状況となっております。

6) 新条例の附則に記されている設備及び児童数の経過措置について、「当分の間現状維持」では

なく、「すみやかに移行」する様、努力してください。

新条例の附則に盛り込まれた経過措置で、1クラブ辺りの児童数（概ね40名）と、専用区画の面積（1人当り1.65㎡以上）について、経過措置として期限を定めない猶予期間が明記されています。今回の子ども・子育て支援新システムへの移行で多くの自治体で新条例を策定していますが、この様な無期限の猶予期間を明記しているのは春日部だけです。条文では改善する内容を謳いながら実際には実現しないのでは意味がありません。一刻も早く改善を実現できる様、予算の確保を含めた対応をお願いします。

#### 【回答】

施設整備等につきましては、児童福祉法の改正により、6年生児童までが入室資格となることから、入室希望児童の受け入れができることを優先して施設整備を行っていき、その後、条例の基準を満たすための施設整備を段階的に対応してまいります。

なお、他市の条例を確認する限りにおいても、「当分の間」と経過措置を設け、条例を制定しており、本市の条例と同様に、他市の条例におきましても規定しておりますので、期限等置を設けていない市町村は、本市だけではないものと考えております。

#### 2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。また、管理業務にあたる職員の外部研修参加を義務付けてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、社協がといただくと共に、外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

また、指導員の業務を理解し、労務管理を適切に行なうために、指定先（社会福祉協議会）の管理職員についても外部研修に参加させてください。

#### 【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、県などが主催する研修への派遣参加や内部研修等を計画的に実施しております。また、指定管理者の事務局職員は既に必要な研修には参加しております。

2) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、ある意味で教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

過去においては、春日部の指導員が退職して他地域の指導員や教員、保育士などに転職した事例が多くあります。能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

<参考データ1>資格別平均年収

(年収ラボH25 年版データ)

(\*総務省 H19 年 地方公務員給与実態調査)

職業 年収 平均年齢

小中学校教員\* 742.4 万円 43.8 歳

看護師 472 万円 38.0 歳

准看護師 399 万円 46.7 歳

保育士 310 万円 34.7 歳

<参考データ2>春日部市および草加市の放課後児童クラブ指導員年収比較

勤続年数

(経験年数)

年収(超勤手当を除く)

春日部市(H25) 越谷市(H26) 草加市(H24)

1年目(0年) 2,124,276 円 2,134,860 円 2,320,000 円

2年目(1年) 2,157,792 円 2,260,440 円 2,363,500 円

.....

12年目(11年) 2,480,184 円

※12年目以降昇給無し

2,595,320 円

※14年目以降昇給無し

2,842,000 円

※12年目以降も昇給

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、労使協定に基づき対応しております。

3) 指導員の父母会への協力をお願いします。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力を推進すると共に、父母会の無い児童クラブについては、父母会活動をスタートする手助けを行う様、指導員への指示とサポートを行ってください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、これまでも指導員は父母会の定例会や父母会行事に参加し、協力しております。

父母会は保護者の自主的な組織であり、指導員に指示することは考えておりませんが、一部の保護者の方から父母会活動が大きな負担になっていると伺っております。

4) 新条例で制定された、放課後児童支援員に課する研修(都道府県知事が行う研修)については、市の責任で公務として職員を派遣してください。

【回答】

指導員として必須の研修となりますので指定管理者である社会福祉協議会において、業務としての受講となります。

3. 施設改善、その他について

1) 県の運営基準に沿って、生活に必要な設備の全クラブへの設置を行ってください。

埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）については、市の責任において必要量を確保してください。

【回答】

施設の運営上及び児童を保育するうえで、市が真に必要と認める設備等につきましては、予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

2) 各学校に対し、放課後児童クラブ担当教職員の設置を要請してください。

学校から児童クラブへの連絡は教頭もしくは教務主任を窓口に行っているケースが多いと考えられます。しかし、現実には学級閉鎖や行事の実施・中止、集団下校などの連絡が、児童クラブに届かないケースが多く見られます。本項目については長年にわたり要望し続けており、「連携に努めます」との回答を何度もいただいておりますが、緊急性の高い事態への不安もあり、一層の迅速な連絡体制と日頃の緊密な関係が益々重要ではないかと考えます。

そこで、例として下記の様な具体的な改善策を全小学校で実施していただく様、教育委員会への要請をお願いいたします。

対策1. 放課後児童クラブ向けのお便りボックスを設置し、郵便物の他、保護者向けお知らせや学年向け通知などを児童クラブにも配布してください。

対策2. 学校からの保護者向けのメール配信を、児童クラブ向け（指導員宛て、あるいは社協宛てなど）配信していただける様、教育委員会に依頼してください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、各学校により連絡方法が異なっておりますが、学校の先生と指導員との相互連携により連絡調整は滞りなく行われていると伺っております。

3) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回（6月と11月）に実施されておりますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、文書での説明をお願いします。

【回答】

入室者に配布されております「放課後児童クラブ案内」や指定管理者である社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等によりご案内しております。また、その主な経費は放課後児童クラブの運営に要する指導員等の人件費です。

②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と全クラブへの配置状況を保護者に説明してください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、県などが主催する研修へ参加を希望する指導員を参加させており、内部研修等につきましても計画的に実施しております。

指導員の配置数は、入室児童数により定められている基準により、施設の運営に支障を来たすことのないよう配置しております。また、各クラブでは指導員が父母会の定例会等で指導員等の配置状況を報告しております。

③指導員も（制限なく）自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる事ができる会議にしてください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会が主催する運営連絡会には指導員の代表者が参加しております。

④父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会が主催する放課後児童クラブ運営連絡会は、当事者である放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブの設置者である市及び指定管理者である社会福祉協議会が、児童のクラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としておりますので、父母会連絡会の事務局メンバーの参加はご遠慮いただいております。

4) 施設改善要望（個別）

正善クラブ：

エアコンの効きが悪すぎる。熱中症の危険もあるので来夏までに更新してください。

宮川クラブ：

第2室にもエアコンを設置してください。

部屋の電気が暗い。入口付近も暗いので照明を改善してください。

八木崎クラブ：

クラブ2の壁紙を貼り換えてください。

クラブ2のトイレ扉に穴があいているので修理してください。

【回答】

施設設備の整備等につきましては、施設の状況や必要性を勘案し、必要かつ可能な場合は予算の範囲内で対応いたします。

なお、宮川放課後児童クラブの隣室の教室については、暫定的な教室使用としていることから、エアコン整備は、設置する予定はありません。

八木崎放課後児童クラブの軽微な修繕は、社会福祉協議会で対応となることから、予算の範囲内で対応します。—

## 添付資料 4) 増設に関する要望書

春日部市長  
石川 良三様

### 放課後児童クラブ増設に関する要望書

2014年12月1日  
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会  
横表 井 広 美(武里放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、平成27年4月より施行される「春日部市放課後児童健全育成事業の設置および運営に関する基準を定める条例」(以下、「新条例」と略記します)では、第3条において「設置運営基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする」とあります。この条文は、放課後児童クラブが、子どもたちが生活する場として適した環境を整えた施設である事を求めたものであり、保育環境の根幹をなすものです。

ところが、現在八木崎放課後児童クラブ(以下、八木崎クラブと略記します)で増設が計画されている第3クラブの設計図面において、男女別トイレや台所、電話機など、生活の場として最低限必要な設備が無い事が明らかになりました。設計を進める以前の段階で、こうした設備要件に関して、現場の指導員への聞き取りや相談などが行われておらず、この様な経過となってしまいました。

新条例の第5条では、「放課後児童健全育成事業者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」「設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と記されています。これまで市内の放課後児童クラブにおいて、専用のプレハブ施設では必ず男女別トイレを有し、冷蔵庫や食器類が設置できる台所も整備されてきました。今回の第3クラブでこれらの原則が守られないとすれば、これは明らかに設備の低下であり、新条例に反します。

子どもたちが心身共に健やかに育成される事を保障するため、下記の通り要望します。

1. 八木崎クラブ3の設計計画を見直し、必要な設備を設置してください。
2. 設計変更にあたっては、現場の指導員の意見を十分に反映させてください。
3. 今後、別の放課後児童クラブにおいて同様の増設を行う際にも、計画段階で現場状況の確認と指導員との話し合いを徹底して、計画を進めるようにしてください。

#### 春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 加盟クラブ父母会

粕壁放課後児童クラブ 父母会  
武里放課後児童クラブ 父母会  
幸松放課後児童クラブ 父母会  
豊野放課後児童クラブ 父母会  
八木崎放課後児童クラブ 父母会  
緑放課後児童クラブ 父母会

上沖放課後児童クラブ 父母会  
立野放課後児童クラブ 父母会  
宮川放課後児童クラブ 父母会  
武里南放課後児童クラブ 父母会  
武里西放課後児童クラブ 父母会  
正善放課後児童クラブ 父母会

以上



2014年度 放課後児童クラブ増設に関する要望書の回答

1 八木崎クラブ3の設計計画を見直し、必要な設備を設置してください。

【回答】

八木崎放課後児童クラブ増築施設の設備には、静養室、台所、多目的トイレ等を整備しており、他の設備は既存施設との一体的な共有利用を行うこととして考えておりますことから、他の31クラブの施設との整合性を考慮した上で、必要な設備は設置されているものと認識しております。

2 設計変更にあたっては、現場の指導員の意見を十分に反映させてください。

【回答】

八木崎放課後児童クラブの整備については、社会福祉協議会を通じて、現場指導員の意見を参考に、意見を聴取した中での整備を行っているものと考えております。

3 今後、別の放課後児童クラブにおいて同様の増設を行う際にも、計画段階で現場状況の確認と指導員との話し合いを徹底して、計画を進めるようにしてください。

【回答】

今後、施設整備する際には、指定管理先の社会福祉協議会との協議を通じて、現場状況の確認を踏まえ指導員の意見を参考にし、他の31クラブの施設との整合性を考慮した上で、備えるべき必要な設備などを見極め、市として施設整備を行ってまいります。